

佐久穂町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、結婚に伴う新生活を経済的に支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯を対象に、住居費及び引っ越し費用の一部を補助するものとし、その補助について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 事業実施年度の前年度1月1日から事業実施年度12月31日までの間（以下「対象期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 対象期間に婚姻を機に町内で新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあつては、その全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては、住宅手当分に相当する額を除く。）をいう。
- (3) 引っ越し費用 対象期間に婚姻を機に町内に引っ越しをする際に要した費用のうち、引っ越し業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請の時点において、夫婦共に町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録をしていること。
- (2) 婚姻の時点において、夫婦共に39歳以下であること。
- (3) 世帯の所得（所得証明をもとに、前年又は前々年の夫婦の所得を合算した金額をいう。）が400万円未満であること。ただし、次の場合にあつては、それぞれに記載する計算方法により算出して得た額が、400万円未満であること。
 - ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合 離職した者については、所得なしとして、世帯の所得を算出する。
 - イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合 世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。ただし、対象期間内で補助限度額の範囲内の申請に限り、2回目以降も補助対象とする。
- (5) 夫婦共に町税等を滞納していないこと。
- (6) 夫婦共に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費と引っ越し費用を合算した額を対象とし、1世帯当たり30万円を上限に、予算の範囲内で交付する。

- 2 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久穂町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の所得証明書及び直近の納税証明書
- (3) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）
- (4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (5) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）
- (6) 引っ越しに係る領収書の写し（引っ越し費用の場合）
- (7) 離職票又は退職証明書の写し（離職した場合）
- (8) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合）
- (9) その他、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、佐久穂町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに佐久穂町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。